

第2回 銀山と松江藩との借金バトル

江戸時代のお話です。松江藩と天領石見銀山の間で金銭の貸し借りが行なわれていました。けれど、藩と天領が貸し借りを直接行ったわけではありません。両方の豪農や豪商が仲介していたのです。

明和元年(1764)に、松江藩では神門郡大津の山田又右衛門、森廣幾太、同郡知井宮の山本仁兵衛、同郡杵築の藤間久左衛門が借主になり、松江の森脇甚右衛門が請人(保証人)となって、石州銀山御領の西田屋幾六と角屋庄十郎から銀25貫目を借りました。彼らはいずれも資力のある有力者たちです。

借金の理由は「二ノ丸御蔵入米才覚できず」「3月から12月までに1割半の利を以て返済する」と約束しての借金でした。その証文には、松江藩の御勝手方役人和田理八、岡本彦助、田中幸平、後藤久兵衛、荒井助市、同奉行磯崎丈太夫、湯川治兵衛、山本覚兵衛が名を連ね、西田屋と角屋あてに奥書を書くことによってこの貸借を認めています。1年後には返済済みとなるはずでした。

ところが、それから30年が経過した寛政5年(1793)5月の文書によると、25貫目の借金は返されていなかったのです。その上、明和元年中にさらに丁銀12貫目付銭650貫文を追加借金し、明和3年(1766)に銀12貫目が返済されたものの、以前の借金はそのまま、翌年の明和4年(1767)に銀20貫目の借金もしています。

この寛政5年5月の文書で、邑智郡浜原村の西田屋幾六が借金を返してくれ、と訴えているのです。あて先は松平出羽様御役所。さらに松江表へ出かけてお願い申し上げたいので写しを差し上げて置きます。と銀山の大森御役所宛に知らせ、当主幾六は病っているので、代わりに下代(げだい)与兵衛と、大森代官所差添の藤兵衛二人が松江まで出かけたのです。



松江藩では借金する時、御国取次人の名で藩内の有力資産家に扶持をあたえ、身分を優遇して藩の御用係として、藩外の銀主との仲介役を果たさせていました。一方、銀山側も貸付銀制度を開始し、銀山運営の資金繰りとしていました。そこから銀山領内の豪農、豪商の有力者に代官所が資金を貸し付け、貸し出しを受けた者はさらに利潤を得ようと領外の資産家を介して大名貸を行なうようになったのです。

これに関連する文書を読むと、銀山側の貸主である西田屋の苦悩する模様が描き出されます。「ひとえに御憐愍を以て御銀御下しおかれ候ようお願い上げ奉り」「御公納銀も引き負い、当時必死に差し詰り、潰れに及び候しかござなく候」と自分の家はもう潰れてしまうしかないと訴えているのです。

さらに、西田屋は松江表に出かけて直接御勝手方役人へ訴えているので、その顛末を記した文書からは、このようなことを訴え出るときどのような順序をとり、かつ藩側はどう対応したかがわかり面白いものです。また、この借金の未返済の時期を、松江藩の藩政と重ねて見ることも興味を誘います。

(平成 22 年 11 月 1 日 文化財課史料編纂室 内田文恵)